

相談事例(50)

再び被害の可能性「複合サービス会員権」

20数年前「いわゆるアポイントメントセールス」と呼ばれる問題商法により、20代前半の若者がターゲットになりました。この運営会社は、社名を変更したとして別の社名を名乗り、未払い月会費の請求書を前会員に送っています。当相談室では今年に入り同様の相談が50件（18.02.05 現在）入りました。すでに二次被害を被っている相談者もいます。

相談事例 1

20数年前「複合サービス会員権」契約をし、高額な自己啓発ビデオをローンで購入した。ローン完済時に会員の脱退手続きをした。ところが、最近月会費の未払いの知らせが来た。無視していると何度も同様の知らせが送られ、ついに支払期限までに納入しないと

相談事例 2

大学生のころイベント開催のハガキで呼び出され、「一流ホテルに格安で宿泊できる。ブランド品が安く買える」という特典付きの会員制クラブに、半ば強引に加入させられた。その後、サービスを受けられないままいつの間にか忘れていたが、突然月会費未納の知らせが実家に届いた。名前も旧姓のまま。連絡したほうがよいだろうか。（40代 女性）

相談事例 3

20代のころ入っていたクラブの運営会社から、10数年たって「脱会手続きができておらず休会になっているので会費が未納になっている。手続きしなければずっと会費が発生する」と電話があった。呼び出された喫茶店に行くと、「退会手続きはするが、その代わりにこの契約を結んでほしい」と、新たな金融商品を強引に契約させられた。ところが最近また会費未払いの通知が届いた。（40代 男性）

処理概要

昨年3月から、相談は毎月3件～8件の割合でコンスタントに推移しています。男女比は男性22件、女性28件（概ね40代前半）で北海道から福岡まで全国からのご相談が入りました。注目すべき点は書面に書かれている以下の部分です。

未納会費の請求金額につき、本日現在までの月次会費の滞納分を放棄し、退会を前提とした清算金として月次会費3,150円の2年分75,600円を請求させていただいております。

契約期間や滞納月数など詳細はまったく提示せず、50件いずれも同額の請求をしています。またこの書面は、当室の相談事案によると相談者にひと月ごとに4回送られていますが、支払われない場合には4回目に法的手続きに移行するというものです。また、送付先はいずれも契約時の住所地（実家など）で女性の場合は契約時の苗字（旧姓）でした。

このことから契約時の名簿を用いて、退会したか否かに関わらず一律に送り付けているこ

とが推察できます。二次被害、3次被害につながる悪質なケースです。

当相談室では以下の処理をしています。

- ①退会済みのため請求には応じない、旨の書面を配達証明郵便等で送付する。
- ②連絡先へ電話をして脱会済みのため支払わないことを伝える。
- ③無視してようすを見る。

退会したことを明確に記憶している相談者もいますが、昔のことでまったく記憶にないという相談者もします。しかし●長期にわたり会費未納の案内ない●会員サービス(会報やDM等)も受けていない●契約時の引き落とし口座から月会費の引き落としがされていない、ことから客観的に退会していることは明白です。

この事業者には、相談者に代わって連絡をすることもありましたが、宛先の住所、名前を伝えると二つ返事で脱会証明書を今日送ると言う始末です。会員と元会員の名簿の整理ができておらず申し訳なかったということですが、念のため脱会年月日を確認すると答えるという対応では謝罪は信用できません。今回、当相談室に連絡してきた相談者は一人も被害に遭うことはありませんでしたが、支払ってしまった元会員も大勢いると推察されます。そして支払ってしまえば今度は「遅延金」「違約金」という名目で再度金銭を請求されるおそれがあり、新たな契約をさせられた事例もあります。悪質性が高いと判断し、この事業者の所在地の行政担当課に情報提供しました。

消費者へアドバイス

事業者によれば「今後2年かけて整理する」と言っていますが、何を整理するのかは不明なので、今後もこのような不当な請求が起きる可能性があります。万一、事例のような書面が送付されても、決してお金は支払わないこと、退会届を出している人は、「すでに退会している」ことを記載した書類を送付すること。ただし、自分の氏名・住所は先方から送られてきたとおりに記載します(コピーをとっておく)。退会したかどうか不明な人は、「これまで督促は受けていない、サービスも提供されていない、退会する」旨を書面に記載して、退会済みの人と同様に差出人については、送付されてきた住所・氏名を書いて送付します。それでも請求が止まらないようなら、当相談室か最寄りの消費生活センターに相談してください。

この事業者に限らず、かなり以前に契約し、商品・役務代も完済している消費者の名簿を使って新たな勧誘を行うケースが見られます。契約に当たっては、十な注意が必要です。